

豊中市立火葬場 指定管理者募集要項

令和6年（2024年）5月

豊中市福祉部地域共生課

1. 基本的事項	2
(1) 公募の趣旨	2
(2) 基本条件・運営方針	2
(3) 施設の概要	3
2. 管理運営業務に関する事項	4
(1) 指定期間	4
(2) 業務の範囲	4
(3) 指定管理者の責務	4
(4) 確保すべきサービス水準	6
(5) 管理運営業務にかかる経理及び経費について	6
(6) 費用負担及びリスク負担	7
(7) 進行管理について	7
3. 公募に関する事項	9
(1) 応募資格	9
(2) 不適格事由	9
(3) グループ応募について	10
(4) 提案に至るまでの流れ	10
(5) 留意事項	12
4. 提案に関する事項	13
(1) 提案書類提出期限	13
(2) 提出場所及び提出方法	13
(3) 提案書類	13
(4) 提出部数等	17
(5) 提案書類の著作権等	18
(6) その他提案に関する留意事項	18
5. 選定に関する事項	19
(1) 選定評価委員会について	19
(2) 選定の方法	19
(3) 選定結果の通知	20
(4) 審査基準	20
(5) 提案の無効について	20
(6) 選定結果の公表について	21
(7) 指定管理者の指定	21
6. 協定に関わる事項	22
(1) 協定の締結	22
(2) 履行保証	22
(3) サービス水準に関する合意書の締結	22
(4) 協定を行う事項について	22
7. その他の事項	25

1. 基本的事項

(1) 公募の趣旨

豊中市（以下「市」とします）は、「豊中市立火葬場」について、地方自治法第244条の2第3項にもとづき、設置の目的を効果的に達成することをめざして、本施設の管理運営を担う「指定管理者」を指定することとしています。

本施設は住民に平等に利用が確保される「公の施設」であり、その管理運営は公共の利益の増進に資する公共サービスの一環であることから、市とパートナーシップを結び公共サービスを担っていただくに最もふさわしい指定管理者を総合的に評価し選定するため、公募による提案の募集及び審査を実施するものです。

なお、市では『新・豊中市指定管理者導入に関する指針』（令和4年（2022年）3月）にもとづいて指定管理者制度の導入・運用を行うこととしており、本公募についても本指針に沿って進めるものとします。

(2) 基本条件・運営方針

①基本条件

指定管理者が本施設の管理運営を行うにあたっては、本施設の設置目的その他「豊中市立火葬場条例」及び「豊中市立火葬場条例施行規則」に定める事項を基本条件とします。

【設置目的】

「豊中市立火葬場条例」

第1条 豊中市に墓地, 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場を設置する。

②運営方針

指定管理者が本施設の管理運営を行う際に基本とする方針（「運営方針」）は、以下のとおりとします。

- 住民の平等な利用を確保すること
- 施設の設置目的に照らして施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の効率的・効果的な運営を図ること
- 施設の管理に必要な経理的基礎、技術的能力及び人材等を備えて安定的に管理運営を行うこと
- 使用承認等の権限の行使に際しては公平・公正であること
- 利用者及び周辺住民等の安心・安全に配慮した施設の維持管理を行うこと
- 市の総合計画、各種分野別計画等にもとづき市が実施する施策に協力すること

(3) 施設の概要

名称	豊中市立火葬場
位置	豊中市新千里南町2丁目6番3号
敷地面積	3,613.85 m ²
延床面積	618.43 m ²
開設年月	昭和21年(1946年)4月
設備等	別紙『豊中市立火葬場施設概要』のとおり

2. 管理運営業務に関する事項

(1) 指定期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日(5年間)とします。

(2) 業務の範囲

指定管理者が本施設において担う業務(「管理運営業務」)の範囲は次に掲げる業務とし、詳細は別紙『豊中市立火葬場管理運営業務仕様書』(以下『仕様書』とします)のとおりとします。

- 火葬に関する業務
- 火葬場の使用承認、その取消しその他火葬場の使用に関する業務
- 火葬場の使用料の徴収、減免及び返還に関する業務
- 火葬場の維持管理に関する業務
- その他市長が必要と認める業務

なお、指定管理者が業務を一括して第三者に委託することはできませんが、一部の業務について市に書面で承諾を得たうえで委託することは可能です。

この場合、委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止期間中の者、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者または国もしくは市以外の地方公共団体から同様の措置を受けている者であってはなりません。

(3) 指定管理者の責務

① 遵守すべき法令等

本施設の管理運営にあたり、コンプライアンス(法令遵守)を徹底していただくことは当然の責務となります。特に次の法令・条例等については常に参照し、その内容を十分に把握したうえで管理運営を行う必要があります。

- 墓地、埋葬等に関する法律
- 墓地、埋葬等に関する法律施行規則
- 豊中市立火葬場条例
- 豊中市立火葬場条例施行規則
- 地方自治法

- 個人情報の保護に関する法律
- 労働関連法令（労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法等）
- 豊中市自治基本条例
- 豊中市暴力団排除条例
- 消防法、水道法その他施設または設備の維持管理または保守点検に関する法令
- その他管理運営業務に関するすべての法令

②個人情報の保護について

前記のとおり「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、管理運営に際して個人情報保護のために必要な措置を講じることとします。その他、詳細については『仕様書』記載のとおりです。

③情報の公開について

「豊中市情報公開条例」の趣旨に則り、市民との信頼を高めるため情報公開について必要な措置を講じることとします。

なお、本公募における市に提出された提案書類等の文書についても、市の行政情報として当該条例にもとづき公開対象となります。

④人権の尊重

指定管理者は、管理運営業務の遂行に際し、人権尊重の認識を持って業務にあたることとします。

⑤財産の管理

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって本施設、本施設の設備及び備品等（以下「財産」とします）を管理することとします。

⑥従事者への配慮

指定管理者は、サービスの質の維持向上を図るため、管理運営業務に従事する者（以下「従事者」とします）の雇用労働条件に配慮するとともに、従事者が働きがいを持ちいきいきと業務に取り組むために必要な措置を講じることとします。

(4) 確保すべきサービス水準

本施設の管理運営業務において、指定管理者が確保すべきサービス水準は次のとおりとします。

サービス水準項目	確保すべき水準
利用者満足度	80%
施設稼働率 (算定式；1日平均件数 12.7 件／1日最大 受付件数 14 件×100)	91%
環境測定	全ての項目において 環境保全基準値以内

(5) 管理運営業務にかかる経理及び経費について

①会計年度

本施設の管理運営業務にかかる会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

②会計管理及びその他経理に関する事項

指定管理者は、管理運営業務にかかる経理事務を行うにあたり、団体の事業全般とは独立した会計管理を行うこととします。その他、経理に関する事項については『仕様書』に記載のとおりとします。

③管理運営経費

豊中市立火葬場の管理運営にかかる経費は、市が支払う指定管理委託料をもって充てるものとします。指定管理委託料は、事業計画書における提示金額にもとづき、年度毎に予算の範囲内で市と指定管理者との協議のうえ金額を決定し、年度協定に明記するものとします。

※施設の使用料は市の歳入として市に納付していただきますので、指定管理者の収入とはなりません。

指定管理委託料は原則精算しません（経費の削減等により生み出された適正な剰余金、経営努力による剰余金の返還を求めません。また、運営に起因する不足額が生じた場合も補てんは行いません）。

ただし、指定管理委託料のうち、修繕費については毎年度末に、剰余金があれば市に返還していただきます。なお、修繕費は、各年度2,000千円(税込)として指定管理委託料に含めてください。

また、『火葬炉保全計画』（以下「保全計画」とします）にもとづく修繕費等（保守点検・消耗品交換・修繕）については『仕様書』に定める額として、これも合わせ

て指定管理委託料に含めてください。なお、「保全計画」にかかる経費は、点検結果等により見直す場合があります。

※年間の指定管理委託料は以下のとおりとなります。

管理運営経費（①②以外）＋①修繕費（2,000千円/年）＋②修繕費等（保全計画分）

※指定管理委託料は、サービス水準の達成や業務の履行状況によって、減額する場合があります。

※②修繕費等は「保全計画」を基準として、年度協定により定めることとします。

※保全計画の詳細は『仕様書』及び『火葬炉保全計画』をご確認ください。

(6) 費用負担及びリスク負担

別紙『仕様書』記載のとおりとします。

(7) 進行管理について

指定管理者と市とのパートナーシップにより、本施設による施策推進及び事業推進を適正に進行管理する必要があることから、指定期間中は次のことを行います。

①事業計画書等の提出

指定管理者は、毎年度開始前に当該年度にかかる次の書類を市に提出することとします。

- 管理運営業務の実施計画書
- 管理運営業務にかかる収支予算書
- 指定管理者の事業全般にかかる事業計画書及び収支予算書
- 管理運営業務の安全管理にかかる計画
- その他、市が必要と認めるもの

②事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出するものとします。ただし、年度の途中において指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出することとします。

- 管理運営業務の実施状況
- 本施設の利用状況
- 使用料の収入の状況

- 管理運営業務にかかる経費の収支状況
- 安全管理対策の状況
- その他、市が必要と認める事項

③モニタリングの実施

管理運営業務が適正に運営されているか、市が定期及び随時に確認を行います。また、確認のため必要な資料等については、協定にもとづき市が指定管理者に定期及び随時に提出を求めます。

④自己評価等の実施

指定管理者は、豊中市立火葬場において利用者の満足度調査を実施するなど施設利用者から管理運営に関する意見を年間を通して聴取するとともに、管理運営状況に関して定期的に確認し、これらを踏まえた自己評価を行ってください。(結果は市に提出)

⑤年度評価の実施

指定管理者及び管理運営業務状況について、事業報告書・モニタリング結果の集積等をもとに、毎年度の総括評価を実施します。評価に必要な追加資料等については、協定にもとづき市が指定管理者に適宜提出を求めます。

⑥選定評価委員会による評価の実施

指定期間中に少なくとも一度、「豊中市火葬場指定管理者選定評価委員会」(後述)により、指定管理者及び管理運営業務状況について評価を実施します。

⑦評価結果の公表

上記⑤及び⑥の結果については、市のホームページにて公表します。

3. 公募に関する事項

(1) 応募資格

公共サービスを担うにふさわしい理念・能力等を有し、安定して本施設の管理運営を担うことのできる団体とし、法人格の有無を問いません（ただし個人での応募はできません）。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めるとともに構成団体を明記して応募してください。

(2) 不適格事由

本業務に係る募集要項を公示した日から選定結果を通知する日までの期間に次のいずれかに該当する団体は、指定管理者及び再委託先としては不適格とします。また、グループで応募する場合の代表団体及び構成団体になることもできません。

- 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体
- 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている団体
- 会社更生法及び民事再生法等により更生または再生手続きを開始している団体
- 公租公課を滞納している団体
- 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体

※提案書類（役員名簿など）に記載されている情報を豊中警察署長または豊中南警察署長に提供します。

- 市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置（国または市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けている団体
- 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置（国または市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けている団体

その他、過去に当市の公共事業の直接委託や再委託等において不当な受託拒否、契約辞退等により、事業の円滑な遂行を阻害した実績がある団体も上記不適格事由に該当するものとします。

(3) グループ応募について

代表団体または構成団体のいずれか一団体でも上記(2)のいずれかの項目に該当する場合は、不適格とします。

- 複数の法人がグループを構成して応募する場合は、グループの名称を設定し、代表団体を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。
※グループの名称は、当該施設の指定管理者としてふさわしい名称としてください。
- 同時に複数のグループの代表団体または構成団体となることはできません。
- 単独で応募した団体は、グループで応募する場合の代表団体または構成団体となることはできません。
- グループの代表団体及び構成団体の変更は、認めません。

(4) 提案に至るまでの流れ

①応募表明及び現地説明会

応募の意思を有する団体は、応募表明書（別紙様式 1）を提出してください。複数団体によるグループで応募する場合は、グループ構成員届（別紙様式 1-1）及びグループ応募表明書（別紙様式 1-2）を提出してください。現地説明会には、参加申込書（別紙様式 2 または 2-1）を提出してください。

○提出期限

令和 6 年（2024 年）6 月 7 日（金）17 時 00 分

○提出方法

応募表明書：電子メールのみ

現地説明会参加申込書：電子メールのみ

※必ず送付した旨を電話連絡してください。

<現地説明会>

令和 6 年（2024 年）6 月 13 日（木）予定

詳細な日時については、参加申込団体へ別途通知いたします。

1 団体につき 3 人以内とします。

②質問受付

提案書類等の作成にあたっての質問は、質問票（別紙様式 3 または 3-1）を送信してください。電話での質問は受け付けません。

○提出期限

現地説明会終了後から令和 6 年（2024 年）6 月 17 日（月）17 時 00 分まで

○提出方法

電子メールのみ

※送付後は必ず送付した旨を電話連絡してください。

○回答日

令和6年（2024年）6月27日（木）17時00分まで

質問及び回答の内容については、応募表明を提出した団体すべてに電子メールにて送付します。

【提出先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市福祉部地域共生課福祉総務係

電話 06-6858-2289

電子メール fukushisoumu@city.toyonaka.osaka.jp

令和6年（2024年）

5月7日～6月7日

募集要項の公示

6月7日

応募表明提出期限
現地説明会申込期限

6月13日（予定）

現地説明会の開催

6月17日

質問票提出期限

～6月27日

質問への回答

7月5日

提案書類提出期限

※詳細は別途通知

場所：豊中市新千里南町2丁目6番3号

豊中市立火葬場

(5) 留意事項

- 本公募案件に関して「豊中市火葬場指定管理者選定評価委員会」（後述）委員や市職員への接触を禁じます。
- 応募団体名の公表を行います。

4. 提案に関する事項

(1) 提案書類提出期限

令和6年(2024年)7月5日(金)17時00分

(2) 提出場所及び提出方法

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市福祉部地域共生課福祉総務係
電話 06-6858-2289

直接提出・郵送いずれも可(必着)

※郵送の場合は、必ず電話連絡してください。

(3) 提案書類

①豊中市立火葬場指定管理者指定申込書

別紙様式4または4-1にて提出してください。

②委任状等(グループ応募の場合のみ)

複数団体によるグループ応募の場合、次の書類を提出してください。

- 委任状(別紙様式5)
- グループ結成に係る協定書(写し)(参考:別紙様式5-1)

③団体概要説明書

別紙様式6にて提出するとともに、次の書類を添付してください(複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む)。

- 団体の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類(パンフレット等でも可)
- 定款、寄付行為、規約またはこれに類する書類
- 法人の場合、法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- 役員名簿(別紙様式7)

④団体の事業報告書類

次の書類を提出してください(複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む)。

- 直近1事業年度分の事業報告書
- 申込日の属する事業年度分の事業計画書
- 申込日の属する事業年度分の収支予算書

⑤指定期間の事業計画書

様式は特に定めませんが、別紙、「審査基準表」の評価ポイント毎に基本的な考え方とその実現方策等を提案し、事業計画書を作成してください。作成にあたっては必ず次の提案内容を含むものとしてください。(事業計画書の項目は下記の順で編綴してください。)

1) 基本姿勢

①豊中市立火葬場の指定管理者として管理運営業務にかかる基本姿勢を記載してください。(団体の経営目標・市の施策への協力、関連法令の遵守、施設の設置目的等に関する考え方)

- ・「地域共生の視点」については、地域づくりや地域住民との連携について、火葬場としてできることを提案してください。
- ・「人権の視点」については、施設利用にあたり、配慮が必要な方への対応案を提案に含めてください。
- ・「環境の視点」については、副葬品削減についての方策を提案に含めてください。

2) 施設効用の発揮

①確保すべきサービス水準（本募集要項にて提示のサービス水準項目）

【施設稼働率】本施設の火葬需要に対する考え方等

【環境測定】本施設を運営管理する上での環境に対する考え方等

項目毎に過去の実績等から確保に向けた取り組み内容、実施体制等について具体的に記載してください。

②中長期視点での施設・設備の維持管理については、本施設の現状認識に対する考え方及び将来展望を記載してください。

③火葬炉の維持管理については、継続して安定稼働させるため、当該火葬炉と同等の保守点検業務実績等から業務体制及び方策について具体的に記載してください。

④施設の維持管理における業務遂行能力

『仕様書』に定める施設維持管理業務を行うための具体的な実施事項及びその組織体制、運営上の工夫について記載してください。

⑤事故防止のための安全管理体制について記載してください。

⑥運営体制、職員の適正配置

『仕様書』に定める業務に沿った具体的な実施事項及び組織体制や人員配置、

業務を行うにあたってのしくみ等を記載してください。

- ・組織図（グループ応募の場合は、グループ構成員がそれぞれどのような役割を果たすのかも図で分かるように示してください）
- ・一日の火葬スケジュールに基づく人員配置
- ・職員体制及び勤務ローテーション等
- ・職員の経歴・実績（法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を配置することを明示すること。）

⑦公平公正な使用承認業務を遂行するための具体的な実施事項及びその組織体制について記載してください。

⑧自主事業（実施体制、収支計画を含む）については、地域性や施設の特徴などを踏まえたうえで、創意工夫ある、なおかつ確実に実現可能な提案をしてください。

3) 所要コストの適正度（指定管理委託料見積もり及びその内訳）

金額には消費税及び地方消費税（以下「消費税」とします）を含み、現行税率（10%）で作成してください。

- ・収支計画書（指定管理期間中5か年間の収支計画）

※この書類は、別紙様式10にて作成してください。

4) 財務健全性（貸借対照表、損益計算書、資金保有、収支計画）

5) 市民満足度等への配慮

①確保すべきサービス水準（本募集要項にて提示のサービス水準項目）

【利用者満足度】

利用者満足度調査から満足度の低い項目や利用者のニーズを把握し、どのように改善に努めていくのか提案してください。

- ・調査項目や対象、調査回数、方法等も含めてください。

②施設利用・サービスの向上に向けた考え方や取組みについて提案してください。

- ・火葬待ち問題にかかる考え方と解消へのアプローチ手法
- ・火葬場をより身近な施設に感じてもらう手段として、専用ホームページを充実させることや、また、ホームページ以外の発信媒体で情報を発信する工夫

③火葬場職員として、利用者への接遇力を向上させていくための考え方や具体的な取り組みについて提案してください。（研修、コンプライアンス等）

- ・利用者等からの苦情や要望、意見等への対応方法、苦情解決のための実施体制

上記に関する接遇マニュアルも添付してください。

④地域の市民との良好な関係構築に寄与する提案をしてください。

⑤葬儀会社との情報共有などの提案について記載してください。

6) 従事者への配慮

労働関係法令の遵守、指導育成に関する方針等、安全管理体制の整備や研修、働きがい) について提案してください。

7) 個人情報保護体制

個人情報保護及び情報公開に関する体制の整備について提案してください。

8) 危機管理体制

①不審者等の侵入、火災、感染症等、緊急事態発生時の対応や危機管理体制について具体的に記載してください。

②大規模災害（自然災害）時等における関係機関等への協力体制について具体的に記載してください。

・上記に関する業務継続計画（BCP）や業務対応マニュアルを添付してください。

⑥事業計画書の概要版

※上記⑤指定期間の事業計画書の内容を全て網羅したものをA4判2ページ以内で、任意の様式で提出してください。なお、指定管理者の候補者となった者の概要版に限り、議会の審議等に必要な場合は公表することがあります。

⑦財務状況報告書類

次の書類につき、直近の3事業年度分（損益計算書または収支計算書のみ5事業年度分）を提出してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。なお、提出できない書類がある場合は、その理由を明記してください。

- 貸借対照表
- 損益計算書または収支計算書（5事業年度分）
- キャッシュフロー計算書またはこれに類するもの
- 勘定科目内訳明細書
- 法人税確定申告時提出書類（別表一～十六）

⑧諸証明書類

次の書類を提出してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。なお、提出できない書類がある場合は、その理由を明記してください。

- 法人の場合、法人税・消費税・地方消費税の納税を証明する書類（過去3か年分）

- 法人の場合、過去 3 か年に都道府県税・市町村税に未納がないことを証明する書類
- 法人以外の団体の場合、代表者が過去 3 か年に公租公課（所得税、市町村民税、健康保険料等）に未納がないことを証明する書類
- 労働保険 保険関係成立届（写）
- 労働保険 概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（写）（直近のもの）
- 上記申告に伴う保険料の納付書・領収証書（写）（直近の第 1・2・3 期のもの）
- 就業規則（パート労働者含め 10 名以上の事業所は監督署の受付印のあるもの。賃金規程等の付属規程を含む。）（写）
- 就業規則に準ずるもの（パート労働者含め 10 名未満の事業所の場合。賃金規程等の付属規程を含む。）（写）
- 時間外労働、休日労働に関する協定届（写）
- 定期健康診断結果報告書（写）（労働者 50 名以上の事業所の場合）
- 社会保険適用通知書（写）または直近の被保険者報酬月額算定基礎届（写）
- 社会保険料の納入告知書・納付書・領収証書（写）または保険料納入告知額・領収済額通知書（写）（直近のもの）
- 労働条件の書面交付を証明するもの（雇入（労働条件）通知書または労働（雇用）契約書等の書式）
- 賃金台帳、出勤簿（勤怠記録が分かるもの）、有給休暇管理簿

⑨入札参加停止措置等状況調書

別紙様式 8 にて提出してください。

(4) 提出部数等

1) 提出物

- 提案書類：11 部（正本 1 部、副本 10 部）
- 提案書類のデータを格納した電子媒体（CD-R または DVD-R）：1 枚

2) 留意事項

- 項目①～⑨の提案書類にそれぞれインデックスを付け（⑤指定期間の事業計画書は評価ポイント毎にインデックスを付けること）A4 判で統一、本文の文字サイズは原則 10.5 ポイントとし、ページ数を付して編綴してください。また、多色刷りは可としますがモノクロ複写・印刷する場合でも見やすくなるように配慮し

てください。

- ・電子媒体については、項目③団体概要説明書（別紙様式 6）、⑤指定期間の事業計画書、⑥事業計画書の概要版及び⑨入札参加停止措置等状況調書（いずれも MS-Office で作成のファイル）を格納してください。
- ・提案書類及び電子媒体は返却しませんので、予めご了承ください。

(5) 提案書類の著作権等

申込団体が提出した書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申込団体に帰属します。ただし、市が指定管理者の決定を行う際、議会の審議等に必要な場合は、提案書類の全部または一部を使用できるものとします。また、提案書類は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

(6) その他提案に関する留意事項

市は、指定管理者として最もふさわしい団体を選定するにあたり、本募集要項及び『仕様書』に記載する業務内容及びサービス水準等を満たすための各申込団体なりの創意工夫ある提案を求めるものです。

なお、指定管理委託料の予定価格及び最高評価点相当額については、協定締結時の金額を示すものではなく、評価の基準となる価格を示すためのものです。

また、指定管理委託料は事業内容を踏まえ市と協議のうえ、毎年度の協定により確定しますので、提案額がそのまま指定管理委託料になるものではありません。

5. 選定に関する事項

(1) 選定評価委員会について

応募団体のなかから指定管理者としてふさわしいと考えられる候補者を選定するため、豊中市立火葬場条例第 22 条に規定する「豊中市火葬場指定管理者選定評価委員会」（以下「委員会」とします）にて審査を行います。

委員会は、それぞれ公共サービスに関して優れた識見を有する次の委員で構成しています。

- 学識経験者 3 名
- 財務面に関する有資格者 1 名
- 労務面に関する有資格者 1 名

(2) 選定の方法

審査基準に基づき、書類審査と面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定します。

①書類審査

提案書類にもとづく書類審査を行います。

（一次審査として書類審査のみによる採点を行い、得点順位 3 位以内の団体のみ二次審査として面接審査への参加ができるものとします。なお、「所要コストの適正度」を除いた選定考査項目における採点結果の合計点が当該配点の 50%未満の場合、書類審査採点結果が配点の 50%未満だった場合は選外とします。）

②面接審査

団体を代表する方（3 名以内）に面接会場にご来場いただき、選定評価委員との面接・質疑応答に臨んでいただきます。面接の日時等の詳細については書面にて全応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）に通知発送します。

○面接日時

令和 6 年（2024 年）10 月上旬頃

○場所

豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号 豊中市役所（予定）

③第一候補者の決定

- 審査の結果、全体の採点結果の合計点が最高点の者を第一候補者とします。
- 最高点の者が複数の場合は、原則として選定考査項目における「所要コストの

適正度」を除いた採点が高い団体を第一候補者とします。

- 全体の採点結果が最も高い場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、第一候補者としません。

(ア)「所要コストの適正度」を除いた選定審査項目における採点結果の合計点が当該配点の 50%未満の場合

(イ) 全体の採点結果の合計点が配点の 50%未満だった場合

(3) 選定結果の通知

選定結果通知

令和 6 年（2024 年）10 月中旬に書面にて面接審査を受審した全団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）に通知発送します。通知においては、採点結果を記載するとともに、第一及び第二候補者となった団体にはそれぞれその旨を、その他の団体には選外となった旨を記載します。なお、団体に関する情報の開示については、当該団体にかかる自己の情報についてのみ対象となります。

（ただし、一次審査として書類審査の採点を行った場合、選外となった団体にはその旨と採点結果を通知します。）

(4) 審査基準

別紙審査基準表のとおり。

(5) 提案の無効について

以下の一つに該当するときは、提案内容を無効とし、応募自体を取り消しとします。

- 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- 提出書類に著しい不備があったとき
- 面接審査を受審しなかったとき
- 一団体に複数の提案をしたとき
- 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- その他、募集要項の内容に違反したとき

(6) 選定結果の公表について

選定結果の通知の後、市ホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとおりです。

- 第一候補者とした団体名、採点結果及び第一候補者への選定理由
- 第二候補者とした団体名、採点結果及び第二候補者への選定理由
- 選外となった団体の採点結果（団体名は公表しません）

(7) 指定管理者の指定

委員会の選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定します。

指定管理者の候補者については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会で議決を経た後に、指定管理者として指定します。

6. 協定に関わる事項

(1) 協定の締結

選定ののち議会において指定の議決を経た団体は、指定管理者として本施設の管理運営を担うに先立って、市と協議のうえ協定を締結する必要があります。この際、指定期間である5年間を対象とした「基本協定」と、まず指定期間1年目である令和7年（2025年）を対象とした「年度協定」の二種類の協定を締結します。年度協定は、以降の指定期間において年度毎に締結していくこととなります。

(2) 履行保証

指定管理者は、市との協定に当たっては、豊中市財務規則（昭和46年規則第13号）第108条に規定する契約保証金の取扱いに準じ、指定管理委託料（当該年度）の100分の5以上の履行保証金を納めなければならないものとします。

この履行保証金は、指定管理者の指定の取消し等を行った場合には、その全部または一部について市に帰属するものとし、指定期間が満了した場合には、指定管理者に返還するものとします。

※豊中市財務規則第110条に記載する契約保証金の納付の免除の規定を準用する。

(3) サービス水準に関する合意書の締結

本施設として確保しなければならないサービス水準については、指定管理者となる団体と市が協議のうえ、協定（項目によって基本協定・年度協定のいずれの場合もあり）の一部あるいは独立した文書として、サービス水準に関する合意書を締結することとします。

(4) 協定を行う事項について

① 主な基本協定事項

- 指定期間
- 業務の範囲
- リスクの負担
- 人材の確保及び責任者の配置
- 管理の基準
- 秘密の保持

- 個人情報の保護
- 情報の公開
- 人権の尊重
- 備品等の貸与
- 施設等の維持補修等
- 火葬炉保全
- 財産の管理
- 事業計画書の提出
- 管理状況等の定期報告
- 事業報告書の作成及び提出
- 業務実施状況のモニタリング等
- 自己評価等
- 外部評価等
- 指定管理委託料の支払
- 運営会議の設置
- 自主事業の実施
- 業務の引継ぎ
- 指定の取り消し及び業務の停止
- 不可抗力による指定の取り消し
- 原状回復
- 損害賠償
- 権利等の譲渡等の禁止
- 一括再委託の禁止
- 苦情、要望等の対応
- 緊急時対策等
- 緊急時の対応
- 災害時等の本施設の利用
- 業務報告の聴取等
- 重要事項の変更の届出
- 基本協定の変更
- 管轄裁判所
- 疑義についての協議

- その他

②主な年度協定事項

- 当該年度の業務内容
- 当該年度の指定管理委託料
- 指定管理委託料の精算
- 疑義等の決定
- その他

※ 協定に際しては、本募集要項及び『仕様書』に記載した事項等についても改めて協議を行い、締結することとなりますが、基本的には本募集要項及び『仕様書』記載の内容を踏襲するものと考えています。また、同一の条件で応募団体を審査する必要があるため、応募にあたっては必ず本募集要項及び『仕様書』記載の内容を前提とした提案で提出してください。

7. その他の事項

- 応募団体は、指定管理者の選定結果後に本募集要項及び『仕様書』の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません
- 応募表明を取り下げる場合は、速やかに電話連絡するとともに、辞退届（別紙様式9または9-1）を文書で豊中市長あてに提出してください
- 現地説明会参加に必要な費用は、参加団体の負担とします
- 提案及び審査受審のため必要な費用は、応募団体の負担とします
- 提案書類等の作成及びその他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします
- 指定管理者業務開始前の引継ぎ準備に係る経費は、指定管理者に指定された団体の負担となります

問い合わせ先：

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市福祉部地域共生課福祉総務係

電話 06-6858-2289 Fax 06-6854-4344

電子メール fukushisoumu@city.toyonaka.osaka.jp